

## 現行の人事交流の仕組み

別添1

	根拠法令等	派遣対象・制度目的など	身分	任期	給与	人数
官民人事交流	国と民間企業との間の人事交流に関する法律	民間企業の実務の経験を通じて、効率的・機動的な業務手法を体得させ、行政課題に柔軟・的確に対応するための知識・能力を有する人材の育成	公務員の身分保有	3年以内 (5年まで延長可)	派遣先企業が支給	22人(平成19年)
国際機関派遣	国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律	国際協力の目的で国際機関・外国政府機関に派遣	公務員の身分保有	5年以内(延長可)	派遣先機関が支給 (派遣給あり)	136人(平成19年度)
法科大学院派遣	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律	法科大学院において教授、准教授その他の教員としての業務を行うために派遣。	公務員の身分保有	3年以内 (5年まで延長可)	派遣先法科大学院が支給(派遣給あり)	21人(平成19年度) (フルタイム型)
退職出向	(国家公務員退職手当法)	任命権者の要請に応じ、 <u>公庫等特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもの</u>	公務を辞職	法令上の制限なし	公庫等法人が支給	3828人(平成19年度)

人数は、当該年又は年度に新たに派遣等された人数。なお、法科大学院派遣については、この他に、国家公務員としての職務とともに教授等の業務を行うパートタイム型派遣がある。また、退職出向の人数には、公庫等のほか、地方自治体、特別職との人事交流を含む。

上記のほか、職員が学校、研究所、病院などの公共的施設において、職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査・研究・指導などを行う場合に、職員を休職させる研究休職等の制度がある。(平成18年7月1日現在325人)